

参考3：月単位の週休2日工事の現場閉所率算定例

1 対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月毎において休工率28.5%以上取得した場合、達成とする。

ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとする。（※1）

2 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間については、工程の見直しや、同月内で代休の取得等による代替措置が困難な場合、対象外期間として取り扱うことができる。（※2）

日	月	火	水	木	金	土
●月1日	●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日
●月8日	●月9日	●月10日	●月11日 工事着手日	●月12日	●月13日	●月14日 休工
●月15日 休工	●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 休工
●月22日 休工	●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 休工
●月29日 休工	●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 休工
○月6日 休工	○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 休工
○月13日 休工	○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 休工
○月20日 休工	○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 休工
○月27日 休工	○月28日	○月29日	○月30日	○月31日	△月1日	△月2日 休工
△月3日 休工	△月4日	△月5日	△月6日	△月7日	△月8日	△月9日 休工
△月10日 休工	△月11日	△月12日	△月13日 夏季休暇		△月15日	△月16日 休工
△月17日 休工	△月18日	△月19日	△月20日	△月21日	△月22日	△月23日 現場作業
△月24日 現場作業	△月25日	△月26日	△月27日	△月28日	△月29日	△月30日 現場作業
△月31日 休工	■月1日	■月2日	■月3日	■月4日	■月5日 工事完成日	■月6日

●月1日～●月10日
⇒評価対象外

1 月目（●月11日～●月30日）
→6 休工日/対象期間20日 = 30.0% ≥ 28.5%
4 週 8 休（28.5%以上）休工 → 達成

2 月目（○月1日～○月31日）
→8 休工日/対象期間31日 = 25.8% ≤ 28.5%
対象期間内の土日祝日は8 日 = 8 休工日 → 達成
※1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

3 月目（△月1日～△月31日）
→7 休工日/対象期間25日 = 28.0% ≤ 28.5%
※2 休日の現場作業3 日間は、発注者の指示による当初予定していなかった休日現場作業のため、対象外期間とする。
暦上の土日は10 日 → 対象期間となる土日は7 日 = 7 休工日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

4 月目（■月1日～■月5日）
→0 休工日/対象期間5 日 = 0% ≤ 28.5%
対象期間内の土日は0 日 = 0 休工日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

非対象期間

このケースの場合月単位での週休2日=達成（すべての月で達成しているため）